定　　款

第 1 章　　総　　則

（商　　号）
第 1 条　　当会社の商号をアールビバン株式会社と称する。
② 英文ではＡＲＴ　ＶＩＶＡＮＴ　ＣＯ.,ＬＴＤ.と称する。

（目　　的）
第 2 条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 次の商品の卸売および小売
ア．絵画、彫刻等の美術品
イ．貴金属、宝石類、化粧品、袋物、履き物、手芸用品
ウ．家具調度品、室内装飾品、寝具類、日用雑貨、園芸用品、衣類
エ．玩具、文具、書籍、楽器、音響録音用品、室内遊戯品、スポーツ用品、映像機器、事務用機器
オ．食品
2. 前号に掲げる商品の賃貸、輸出入および企画ならびにそのデザインの利用権、複製権の設定および売買
3. 遊園地、博物館、美術館、水族館、劇場、旅館等の施設の経営
4. 美術工芸品の制作および額縁の製造販売
5. 古物売買業
6. 喫茶店および食堂の経営
7. 不動産の賃貸および管理
8. 金融業
9. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
10. イベントの企画、運営
11. 出版業
12. 映画の製作売買ならびに賃貸借
13. 前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）
第 3 条　　当会社は、本店を東京都品川区に置く。

（機関の設置）
第 4 条　　当会社は、取締役会､監査役、監査役会および会計監査人を置く。

（公告方法）
第 5 条　　当会社の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、電子公告よる公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章　　株　　式

（発行可能株式総数）
第 6 条　　当会社の発行可能株式総数は、60,000,000株とする。

（自己株式の取得）
第 7 条　　当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第 8 条　　当会社の単元株式数は100株とする。

（単元未満株式の権利）
第 9 条　　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1)　会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2)　会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
(3)　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第 10 条　　当会社は株主名簿管理人を置く。
②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
③　当会社の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規則）
第 11 条　　当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章　　株　主　総　会

（招　　集）
第 12 条　　当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第 13 条　　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

（招集権者および議長）
第 14 条　　株主総会は取締役社長がこれを招集し、議長となる。
②　取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

（電子提供措置等）
第 15 条　　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
②　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

（決議要件）
第 16 条　　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
②　会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第 17 条　　株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。ただし、代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章　　取締役および取締役会

（員　　数）
第 18 条　　当会社の取締役は、15名以内とする。

（選　　任）
第 19 条　　取締役は、株主総会において選任する。
② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任　　期）
第 20 条　　取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

（取締役会）
第 21 条　　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
③ 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
④ 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べた時はこの限りでない。
⑤ 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（代表取締役および役付取締役）
第 22 条　　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
② 取締役会は、その決議によって、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

（報酬等）
第 23 条　　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（相談役および顧問）
第 24 条　　当会社は取締役会の決議によって、相談役および顧問を選定することができる。

（取締役の責任免除）
第 25 条　　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた金額または法令で規定する金額のいずれか高い額とする。

第 5 章　監査役および監査役会

（員　　数）
第 26 条　　当会社の監査役は、4名以内とする。

（選任方法）
第 27 条　　監査役は、株主総会において選任する。
② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任　　期）
第 28 条　　監査役の任期は、選任後 4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）
第 29 条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）
第 30 条　　監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。
② 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

（報酬等）
第 31 条　　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）
第 32 条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた金額または法令で規定する金額のいずれか高い額とする。

第 6 章　会 計 監 査 人

（選　　任）
第 33 条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任　　期）
第 34 条　会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）
第 35 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章　　計　　算

（事業年度）

第 36 条　　当会社の事業年度は、毎年 4月 1日から翌年 3月31日までの1年とする。

（剰余金の配当）

第 37 条　　当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行う。

（中間配当）

第 38 条　　当会社は、取締役会の決議によって毎年 9月30日現在の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間等）

第 39 条　　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

② 未払の配当金には利息を付けない。

以　　上

昭和 59年 11月 15日制定
昭和 60年 9月 1日改訂
昭和 62年 11月 25日改訂
平成 元年 11月 27日改訂
平成 2年 11月 30日改訂
平成 3年 6月 27日改訂
平成 4年 6月 26日改訂
平成 6年 6月 29日改訂
平成 6年 8月 2日改訂
平成 6年 10月 1日改訂
平成 7年 6月 29日改訂
平成 8年 6月 26日改訂
平成 8年 8月 1日改訂
平成 9年 6月 27日改訂
平成 10年 6月 26日改訂
平成 11年 6月 29日改訂
平成 12年 6月 23日改訂
平成 14年 6月 22日改訂
平成 15年 6月 21日改訂
平成 16年 6月 24日改訂
平成 17年 6月 23日改訂
平成 18年 6月 22日改訂
平成 21年 6月 26日改訂
平成 22年 6月 29日改訂
平成 26年 6月 19日改訂
平成 28年 6月 24日改訂
令和 元年 6月 21日改訂
令和 ４年 6月 24日改訂